

ブラジル産業財産庁
P P Hユーザーガイド（仮訳）
（2019 年 12 月 11 日版）

2020 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
サンパウロ事務所 知的財産権部

本仮訳は、2019 年 12 月に公表されたブラジル産業財産庁「Orientações para o Requerimento de PPH」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/arquivos/PPHunificadoGuiadousurio20191211.pdf>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

クイックガイド

1) 序論

優先審査の申請をするためには、通常の特許出願が必要になります。通常の特許出願に関しては、「[特許基礎ガイド](#)」をご覧ください。電子申請された出願のほうがより早く処理が進みます。**特許出願番号が以降の手続きで用いられます。**

2) 審査の準備段階

申請が出願から 18 か月以内の場合には、早期公開請求（サービスコード 202）と技術審査請求（サービスコード 203（発明審査請求）,204（実用新案審査請求）,284（（INPI が ISA/IPEA として既に調査を行った PCT 出願経由の発明の審査請求））を行う必要があります。これらの手続き（他のクイックガイドの手続きを含む）については[ユーザーマニュアル](#)を参照してください。

3) 要件

遺伝資源にアクセスするための承認番号（CGEN 承認）（サービスコード 264）、遺伝資源にアクセスに関する否定的宣言（サービスコード 273）、報酬の補完（サービスコード 800）などがあります。

4) GRU 作成

GRUの作成が必須です。対象は発明特許と実用新案であり、共同早期審査（サービスコード 277）となります。**請求の対象は**、提示された審査結果に応じて選択する必要があります（以下の表を参照。）。**管理プロセス項目に**、特許出願番号を入力する必要があります。**サービスを確認すると GRU 番号が発行され、以降の手続きで使用されます。**

国	コード	略称	対象の説明
アルゼンチン	AR	INPI	アルゼンチン国内審査
チリ	CL	INAPI	チリ国内審査
コロンビア	CO	SIC	コロンビア国内審査
コスタリカ	CR	SENADI	コスタリカ国内審査
デンマーク	DK	DKPTO	デンマーク国内審査
ドミニカ共和国	DO	ONAPI	ドミニカ共和国国内審査
エクアドル	EC	IEPI	日本国内審査
欧州	EP	EPO	欧州地域審査
日本	JP	JPO	日本国内審査
ニカラグア	NI	RPI	ニカラグア国内審査
パナマ	PA	DIGERPI	パナマ国内審査
パラグアイ	PY	DINAP	パラグアイ国内審査
ペルー	PE	INDECOPI	ペルー国内審査

エルサルバドル	SV	CNR	エルサルバドル国内審査
ウルグアイ	UY	DNPI	ウルグアイ国内審査

5) **GRU 支払**

GRU は申請前に支払う必要があります。

6) **電子フォームへの記載**

[電子フォーム](#)に記入する必要があります。前の手順で作成した **GRU 番号**を入力します。**データ**を確認し、**編集**をクリックして追加または変更します。申請者以外に関係者がいる場合には、**関係者**ボタンから情報を追加入力します。決議に記載されている**必須文書**を添付する必要があります。**情報の真実性を宣言**する必要があります、手続きが完了すると、優先審査の申請が行われます。

7) **フォローアップ**

INPI は要件を評価し [RPI](#)に公開をしますので、RPI で示された要件を常に確認してください。

産業財産権制度ユーザーのみなさま

このガイドは INPI の特許付与の優先審査申請に関する説明を目的としています。

このガイドを完全に理解するためには、[ユーザーマニュアル](#)を理解している必要があります。

1. サマリーインデックス

以下の手順に従ってください。

- a) ブラジル国内および必要に応じて国外で**特許出願**を行います（「2. 定義」を参照）。
- b) 優先審査の**種類**を特定します（「3. このガイドの範囲」を参照）。
- c) 優先審査を申請する資格のある**利害関係者**であるかどうかを確認します（「4. 申請適格者」を参照）。
- d) **特定の PPH 要件**に加えて、公開および実体審査料などの**特許プロセスの要件**を満たしていることを確認します（「5. 特許プロセス要件」を参照）。
- e) すべての **GRU を作成**し、支払い免除対象となっていない場合は支払いが必要です（「6. GRU の作成と支払い」を参照）。
- f) 電子フォームに記入し、**関連**する文書を添付して申請書を作成します（「7. フォームへの記入」を参照）。
- g) パイロットプロジェクトには追加の制限があります（「8. パイロットプロジェクトの制限」を参照）。
- h) RPI を介して出願処理状況を**確認**します（「9. 出願処理状況の確認」を参照）。
- i) **要件**を検討します（「10. 要件の充足」を参照）。
- j) 申請が拒否された場合は、**決定に対する控訴**の可能性を検討します（「11. 申し立て」を参照）。
- k) プロセスの優先順位付けの**効果**を確認します（「12. 効果」を参照）。
- l) 優先プロセスの**権利を失わない**ように注意してください（「13. 権利の喪失」を参照）。

2. 定義

I -最初のポイントは、優先を受け付けるプロセスの種類です。

このガイドでは、「特許プロセス」と呼ぶ行政プロセスを扱います。

特許プロセスとは、発明特許または実用新案を付与することにより、産業財産権の保護を目的とした INPI における行政プロセスです。特許出願や国際出願の場合には、出願の送達または委託から行政処分までの手続が含まれます。

商標や意匠登録など、他の種類の産業財産権は、このマニュアルに基づいて優先を受け付けることはできません。注意点として PPH の場合、追加発明証 (CI) は、関連出願の特許付与後に申請が可能です。

特許出願や国際出願などの**特許プロセス**において、その出願の送達または委託から行政処分までの手続きということは、つまり、**優先審査の申請は、プロセスのどの時点でも可能です**。この期間は、INPI での手続き開始のための書類の提出、送達または委託までと、例えば、無効や異議申立などの特許付与後も含まれます。

II -優先審査は特別な出願ルートではありません。優先審査の申請をするためには、すでに INPI における通常の国内出願あるいは国際出願をしている必要があります。すなわち、優先審査を申請するためには、まず初めに、特許出願を INPI に行う必要があります。

出願方法に応じて国内出願あるいは国際出願（いわゆる PCT 出願）があります。

- a) 国内出願の方法については、INPI ウェブサイトの左側にあるサービス欄の特許 (Patente) をクリックしてください。あるいは、[特許基本ガイド](#)や[特許出願ガイドライン](#)をご覧ください。
- b) 国際出願の方法については、INPI ウェブサイトの左側にあるサービス欄の特許 (Patente) をクリックして、外国特許出願 ([Proteger patente no exterior](#)) をクリックしてください。

電子手続きされた文書は、登録や審査段階でより高速に処理されるため、優先審査における決定が最初に行われます。出願時に、出願人または法定代理人は、優先審査を申請するために用いられる特許出願番号を受け取ります。電子入金の手続きの詳細については、[ユーザーマニュアル](#)を参照してください。

国際出願には 30 月までの国際段階と、その後の国内段階の 2 つの段階があります。国内段階だけ優先審査を行うことができます。

Ⅲ-パテントファミリーの概念 パテントファミリーとは、一般的に同一の出願人が必要とする同一の発明を保護するために、複数の国で出願された特許出願のまとまりのことです。

国外において発明を保護するには 2 つの方法があります。パリ優先 (CUP) と PCT 協定(PCT)です。国外における発明を保護する方法については、INPI ウェブサイトの左側にあるサービス欄の特許をクリックして、[外国特許出願](#)を参照してください。

もし、ブラジル国内と国外で発明を保護する場合には、このプロセスはパテントファミリーの一部になります。

パテントファミリーとは、国内又は通常の国内効果を有する特許及び／又は特許出願であって、出願の優先権を主張したり、国際出願を共有したりすることにより、互いに直接関連している特許及び／又は特許出願の集合をいいます。

図 1 は、パリ優先出願によるパテントファミリーの例を示しています。出願 A は出願 B よりも前に行われたものとしします。この場合、ファミリー F 1 は 3 つの出願（出願 A（優先権主張）、出願 D、出願 E）で構成されます。また、ファミリー F 2 は 3 つの出願（出願 B（優先権主張）、出願 E、出願 F）で構成されます。出願 C には優先権がないためファミリーはありません。出願 A と出願 B は同じファミリーに属しません。

図 1 -パリ 優先出願の場合のパテントファミリーの例

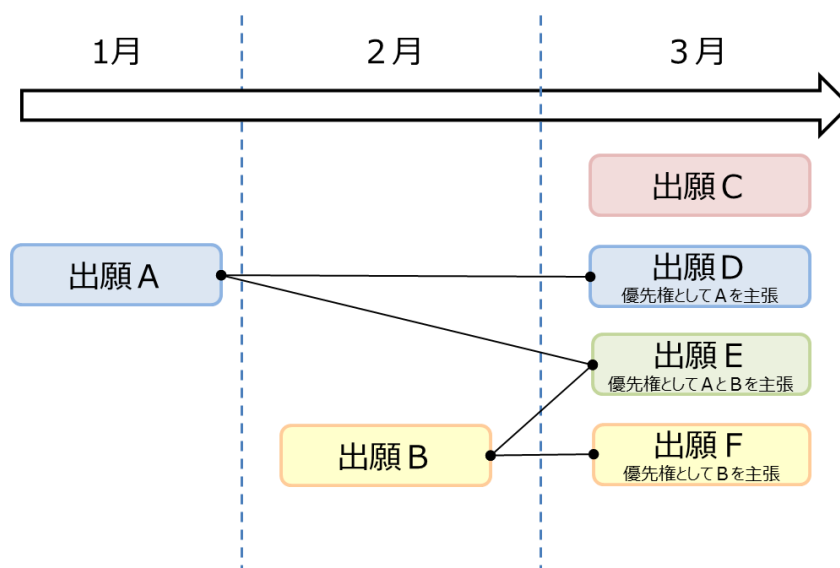
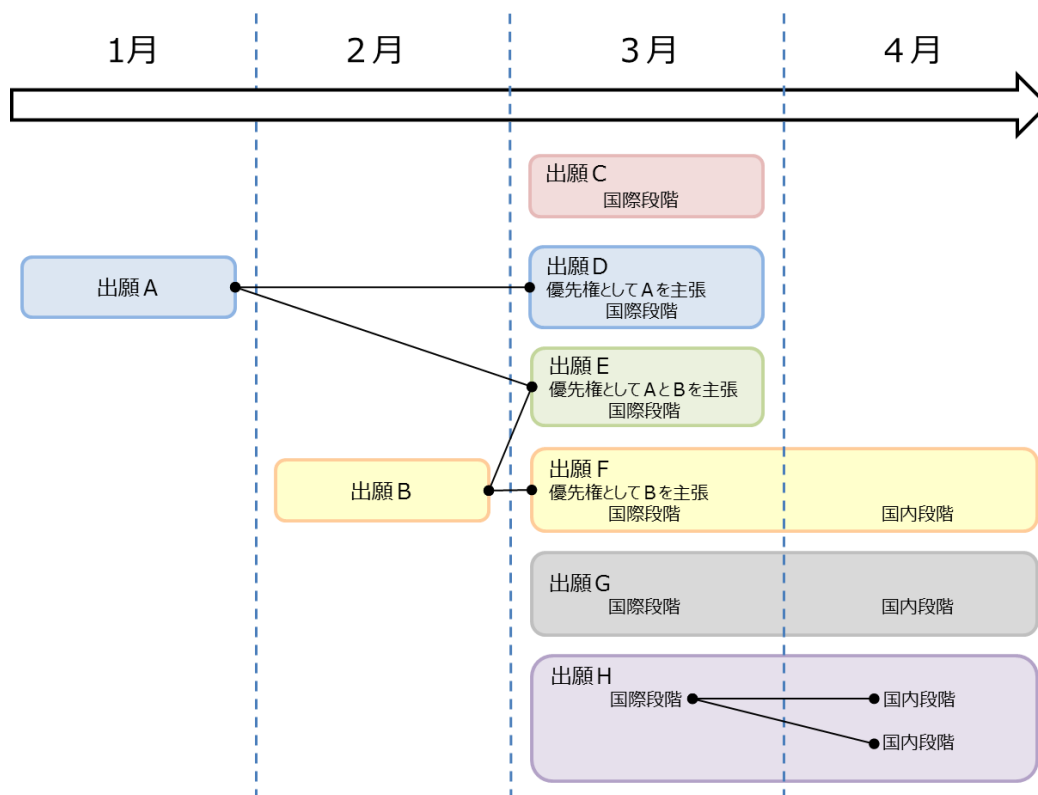


図2は、PCT出願によるパテントファミリーの例を示しています。PCTの国内段階のみ国内規定が適用されることにご留意ください。出願Aは出願Bよりも前に行われたものとし、この場合、ファミリーF3は2つの出願（出願Bと出願F（国内段階に移行した出願））で構成され、ファミリーF4は2つの出願（出願Hの国内段階）で構成されます。

出願Aは、未だ出願Dと出願Eが国際段階なので国内ルールが適用されないためパテントファミリーを構成しません。国際段階にある単一出願Cはファミリーを構成しません。出願Gもパテントファミリーを構成しません

図2-PCTにおけるパテントファミリーの例



IV-先行審査庁（英語：OEE, Office of Earlier Examination）とは、ブラジルとPPH協定を結んでおり、INPIの前に同じファミリーの特許出願を審査した知財庁であり、同じファミリーの出願を審査した最初の知財庁である必要はありません。

3. このガイドの範囲

INPIには、特許プロセスの優先審査のいくつかの様式があります。恒久的なものもあればパイロットプロジェクトとして実施されているものもあります。このガイドはPPHのみに適用されます。

表 1 -INPI の優先審査の様式

	理由	注意
PPH	定義は、「PPH において INPI と提携しているパートナー知財庁によって特許性があるとみなされるクレームと同一もしくはより制限されたクレームを提示する特許プロセスが優先権を有する」	以下の機関が INPI の PPH パートナーです。INPI（アルゼンチン）、INAPI（チリ）、SIC（コロンビア）、RN（コスタリカ）、DKPTO（デンマーク）、CNR（エルサルバドル）、SENADI（エクアドル）、EPO（欧州）、JPO（日本）、RPI（ニカラグア）、DIGERPI（パナマ）、DINAP（パラグアイ）、INDECOPI（ペルー）、ONAPI（ドミニカ共和国）、DNPI（ウルグアイ）

4. 申請適格者

出願人のみ PPH における優先審査の申請が可能です。手続きの適切な資格を有する代理人は、利害関係者に代わって優先審査を申請することができます。代理人がその手続きですでに資格を有している場合には、代理人の権限を提示する必要はありません。

表 2 -優先審査を申請できる利害関係者

	目的	出願人	第三者	公的機関	代理人
PPH	パートナー庁によって特許性があるとみなされたプロセス	○			○

優先審査の申請者が法人である場合、代表者または代表者によって任命された弁護士が申請を行う必要があります。代表者は 2015 年 3 月 16 日法律第 13.105 号 75 条に定められています。

代表者を特定するための資格文書は、法人の性質（社会契約、条例など）に依存することに注意が必要です。代表者に権限を与える文書は後述するように申請書と一緒に提出しなければなりません。

5. 特許プロセス要件

一度、特許出願番号が取得されれば、優先審査を申請するために INPI からの応答を待つ必要はありません。例えば、出願書類を提示し、継続的に、優先審査を要求することができます。

ただし、手続きが特定のプロセスで停止しており、出願人による応答を待機している場合には、優先審査を要求しても進みません。したがって、申請の前に特許プロセスの状態を確認する必要があります。次の2つがあります：出願が公開されている（あるいは公開される）こと、そして、審査可能であること。

プロセスの状態を確認します。以下が必要になります。

I -出願が公開されている、または公開できる状態にあること

- a) 国内に 18 か月以上前に出願している場合、自動的に公開されますので、INPI に何かしらアクションを行う必要はありません。
- b) 国内に 18 か月以内に出願している場合は、ブラジル産業財産法第 30 条 1 条にある事前公開を申請する必要があります。この場合、出願人またはその法定代理人は、“事前公開”を参照してサービスコード 202 を使用して [GRU](#) を生成し、適切な支払いを行わなければなりません。事前公開を申請する手順について[ユーザーマニュアル](#)を参照してください。
- c) 国際出願であった場合には、世界知的所有権機関（WIPO）がすでに国際段階で出願を公開している必要があります。

II-サービスコード[203]による技術審査料の支払い。発明の審査請求（申請の免除）[204]、実用新案の審査請求[284]、INPI による ISA/IPEA としてすでに審査された出願については PCT を介して発明の審査請求。技術審査の申請方法の手順については[ユーザーマニュアル](#)を参照のこと。

III-すでに優先されているプロセスの優先審査を申請することはできません。したがって、ほかの優先審査を受けることもできません。

IV-プロセスを迅速化するために、優先審査の申請から評価の決定までの特許プロセスにおいて分割や補正を行うことはできません。

V-技術審査は開始されません。これは、技術的要件[6.1]、拒絶理由通知[7.1]、特許査定[9.1]の公報の公開がないことを意味します。**その他の公報は技術審査の開始とはみなされません。**

VI-ブラジルもしくは先行審査庁で開始されたパテントファミリーに属している。パテントファミリーは、最先の特許プロセスの出願から始まるものとみなされます。パテントファミリーを開始するために、先行審査庁は国内/地域事務所として、また、PCT の下での RO として機能します。

VII-PPH は別の審査庁の審査結果を使用します。したがって、先行審査庁が実質的に特許出願を審査したことが必要です。例えば、JPO は発明特許を審査しますが、実用新案は審査しません。したがって、INPI で PPH を申請するための基礎として、JPO の審査結果を発明特許に使用することはできませんが、実用新案には使用できません。

表 3 は第 1 出願庁と先行審査庁の関係を例示しています。

表 3-第 1 出願庁と先行審査庁の関係

	第 1 出願庁	先行審査庁	既存の関係性	結果
ケース 1	アルゼンチン AR/INPI	アルゼンチン AR/INPI の審査結果	AR は BR と協力契約を締結しているので有効	PPH 可能
ケース 2	チリ PCT/RO/CL	チリ AR/INPI の審査結果	CL は BR と協力契約を締結しているので有効	PPH 可能
ケース 3	ブラジル BR/INPI	コロンビア CO/SIC の審査結果	SIC は BR と協力契約を締結しているので有効	PPH 可能
ケース 4	ブラジル PCT/RO/BR	デンマーク DK/DKPTO の審査結果	DK は BR と協力契約を締結しているので有効	PPH 可能
ケース 5	ブラジル BR/INPI	ポルトガル PT/INPI の審査結果	PT は BR と締結していないので有効でない	PPH 不可
ケース 6	フランス FR/INPI	ペルー PE/INDECOPI の審査結果	PE は BR と協力契約を締結しているので有効であるがファミリーが PE または PCT/RO/PE で開始していない。	PPH 不可
ケース 7	エクアドル EC/IEPI	パラグアイ PY/DINAP の審査結果	EC と PY は BR と協力契約を締結しているので有効であるがファミリーが EC または PY で開始していない。	PPH 不可
ケース 8	チリ PCT/RO/CL	チリ PCT/ISA/CL の PCT の審査結果	CL は BR と協力契約を締結しているので有効であるが、特許付与の結果が示されていない。	PPH 不可
ケース 9	ウルグアイ UY/DNPI	UY/DNPI 欧州地域の一次結果	UY は BR と協力契約を締結しているので有効であるが、特許付与の結果が示されていない。	PPH 不可

VIII-さらに、複数の審査結果を使用することはできません。1つの特許査定しか使用できません。以下は受け入れる審査結果の名称です。

表4 受け入れる付与結果の名称

国	コード	略称	受け入れる審査結果
アルゼンチン	AR	INPI	Informe de cumplimiento de los requisitos de patentabilidad
チリ	CL	INAPI	Informe pericial de aceptacion
コロンビア	CO	SIC	Examen definitivo favorable
コスタリカ	CR	SENADI	Dictamen final
デンマーク	DK	DKPTO	Intention to grant
エルサルバドル	SV	CNR	Informe tecnico
エクアドル	EC	IEPI	Examen definitivo de patenteabilidad favorable
欧州	EP	EPO	Decision to grant
日本	JP	JPO	Decision to grant
ニカラグア	NI	RPI	Resultado del examen del fondo: examen de patentabilidad
パナマ	PA	DIGERPI	Informe sobre el estado de la tecnica
パラグアイ	PY	DINAP	Dictamen final de fondo
ペルー	PE	INDECOPI	Examen de patentabilidad favorable
ドミニカ共和国	DO	ONAPI	Examen de fondo favorable
ウルグアイ	UY	DNPI	Informe de la patenteabilidad de la solicitud

IX-申請は同一のпатентファミリーの申請に関する先行審査庁で特許性が認められた同一のクレームかより制限されたものであることが必要です。ここでは翻訳による違いを考慮する必要があります。つまり、特定の単語が文字通りポルトガル語に翻訳されていても、そのクレームを拡張する意味がある場合には、申請は要件を満たしません。

表5は、十分に一致するクレームと、十分に一致しないクレームの具体例を示しています。詳細は[ガイドライン](#)を参照してください。

表 5- 「対応するクレーム」 の具体例

ケース	特許性のあるクレーム		INPI におけるクレーム		説明	結果
1	1	A	1	A	INPI クレーム 1 は特許性のあるクレーム 1 と同一	PPH 可
2	1	A	1	A	INPI クレーム 1 は特許性のあるクレーム 1 と同一	PPH 可
	2	A+ a	2	A+ b	INPI クレーム 2 は特許性のあるクレーム 3 と同一	PPH 可
	3	A+ b	3	A+ a	INPI クレーム 3 は特許性のあるクレーム 2 と同一	PPH 可
3	1	A	1	A+ b	INPI クレーム 1 は特許性のあるクレーム 1 に加えて、特性 B も特許性があるとみなされる	PPH 可
	2	B				
4	1	A 製品	1	A' 方法	INPI クレーム 1 は方法であり、特許性のあるクレームは製品。クレームの技術的特徴は同一であるがカテゴリーが異なる。	PPH 不可
5	1	A+B	1	A+C	INPI クレーム 1 は特許性のあるクレーム 1 の要素が異なっている。INPI のクレームにおいて特許性のあるクレームの技術的特徴の一部を作成または変更している。	PPH 不可
6	1	A	1	A+ a	INPI クレーム 1 は初めに明らかにされたものに限定して、明確化する特徴 a を有するが、先行審査庁で審査されていない。	PPH 不可
7	1	A	1	A	INPI クレーム 1 は特許性のあるクレーム 1 と同一	PPH 不可
			2	A+ a	INPI クレーム 2 は特徴 A と明細書でサポートされている機能 a で定義している。	PPH 不可

注意：INPI の PPH パイロットプログラムを申請するために、先行審査庁によって特許性があるとみなされるすべてのクレームを含める必要はありません。例えば、特許出願に特許性のある 5 つのクレームが含まれる場合に、INPI における特許出願には、これら 5 つのクレームのうち 3 つしか含まれない場合があります。

追加発明証は特許の付属物です。特許が認められれば、追加発明証についても優先審査を申請することができます。追加発明証の申請は、第3条に記載されている要件を満たす場合に限られています。

6. GRU の作成と支払い

申請の最初の段階は[リンク](#)を通じて行う GRU の作成です。GRU を作成する手順の詳細については[ユーザーマニュアル](#)を参照してください。

サービスの種類には発明特許と実用新案があります。サービスは**共同優先審査(277)**です。申請の対象は、提示された審査結果に応じて選択する必要があります。表6に、提示された各審査結果に対する申請の対象の説明を示します。

国	コード	略称	対象の説明
アルゼンチン	AR	INPI	アルゼンチン国内審査
チリ	CL	INAPI	チリ国内審査
コロンビア	CO	SIC	コロンビア国内審査
コスタリカ	CR	SENADI	コスタリカ国内審査
デンマーク	DK	DKPTO	デンマーク国内審査
ドミニカ共和国	DO	ONAPI	ドミニカ共和国国内審査
エクアドル	EC	IEPI	日本国内審査
欧州	EP	EPO	欧州地域審査
日本	JP	JPO	日本国内審査
ニカラグア	NI	RPI	ニカラグア国内審査
パナマ	PA	DIGERPI	パナマ国内審査
パラグアイ	PY	DINAP	パラグアイ国内審査
ペルー	PE	INDECOPI	ペルー国内審査
エルサルバドル	SV	CNR	エルサルバドル国内審査
ウルグアイ	UY	DNPI	ウルグアイ国内審査

最後に、出願で受け取った特許出願番号は、行政プロセスで提示しなければなりません。サービスを確認すると、申請者は GRU 番号を受け取ります。こちらは電子フォームに記入する際に使用するため、この番号を保管することが重要です。

INPI のサービスには特定の料金が適用されますが、その一部は免除される場合があります。この価格はサービスコードに関連しています。申請する前に支払いを行う必要があります。

表 7-サービスの価格

		サービスコード	申請の対象	価格※	割引※※
PPH	パートナー庁によって特許性があると認められたもの	277	提示される審査結果による	1775 レアル	710 レアル
※ソース：2014/3/7 の MDIC 条例 39 号及び 2017/5/2 の INPI 決議 190 号、INPI 提供のサービスの料金表を参照 ※※割引：最大 60%削減。2006/12/14 の補則法 123 条で定義されている零細企業、零細企業家及び中小企業、教育研究機関：決議に規定されているように公共機関も同様。割引はすべてのコードに適用されるわけではありません。 ※※※値は予告なく変更される場合があります。					

7. フォームへの記入

次は、[電子申請](#)による優先審査申込書です（紙での申請は許可されなくなりました）。手順の詳細は[ユーザーマニュアル](#)を参照してください。

手続きは GRU 番号を入力することから始まります。**関係者のデータ**を確認し、**編集**をクリックして追加または変更します。関係者がさらにいる場合には、**追加**ボタンを押してそれらを追加します。決議に記載されている必須文書を添付する必要があります。情報の**真実性を宣言する**必要があります。

表 8-PPH 書類

条文	必須文書	注意	例
4 条 V,a 3 条 VI	特許出願であることを証明する文書の表示のコピー（少なくとも最先の特許出願が INPI または先行審査庁、または PCT の RO として機能する事務所に提出されたパテントファミリーに属しているもの）	申請者は、発明特許または実用新案に関して最先の特許出願が INPI または先行審査庁に提出されたパテントファミリーに属していることを証明する文書を提出しなければなりません。	これらの文書には、正式に提出された出願、特許出願の表紙、審査結果が含まれます（これに限られません）。いずれにしる BR あるいは先行審査庁の申請が優先に使用されます。
4 条 V,b 3 条 VII	同じファミリーの少なくとも 1 つの特許出願を証明する文書のコピー（国内の特許機関として機能する先行審査庁により審査され、技術的、実体的審査において	申請者は、特許出願が少なくとも新規性、進歩性、産業上利用可能性の要件を満たしていることを明確に示す先行審査庁による技術審査結果を提出しなければなりません。	これらの文書には、一次審査意見や決定など、先行審査庁が発行した技術審査の結果が含まれます（これに限られません）。この文書は 4 条 V, a に提示され

	特許性があるとみなされた資料)		たものと同じ可能性 があります。
4条 V,c 3条 VII	国内特許機関として機能する先行審査庁が許可または許可の決定を発行したことを証明する文書のコピー	申請者は、発明または実用新案の出願に対応する特許出願が特許されるパテントファミリーに属していることを証明する文書を提出しなければなりません。	各庁は、特許出願が特許性あることを決定する特定の種類の文書を発行します。表4で説明されています。この文書は4条 V,bに提示されたものと同じ可能性 があります。
4条 V,d	先行審査庁の技術評価書で引用された最新技術の非特許文献のコピー、または先行審査庁が技術評価書で非特許文献を引用しなかったという声明。	先行審査庁の技術評価書に非特許文献が記載されている場合には、そのコピーを提出する必要があります。	例えば、科学出版物
4条 V,e	先行審査庁によって付与されたクレーム表のコピー	申請者は、先行審査庁により特許性があるとみなされるクレーム表を添付する必要があります。	
4条 V,e 3条 IX	修正された特許出願。(翻訳に起因する差異を考慮しても、先行審査庁が特許可能とみなすものと同等またはそれ以上に限定されたものをクレームするために、先行審査庁が検索および/または技術審査を行っていない要素を含めることを禁止する) または、特許出願が規定に準拠していることを示す宣言	必要に応じて、INPIで提出された特許出願クレームは、先行審査庁が特許性があるとみなされるクレームの1つ以上に十分に対応するように適合させる必要があります。特許出願によってサポートされる技術的特徴を追加し、保護の範囲を制限する場合、クレームはより限定されます。同時に、INPIでの出願は対応する出願よりも制限する必要があります。先行審査庁が検索を行っていない要素を追加することはできません。特許出願が先行審査庁によって特許性があると考えられる事項にすでに十分に対応している場合、クレーム表を再提示する必要はありませんが、宣言を提出する必要があります。	INPIに提出された特許出願に含まれるクレームで、JPOが特許性があるとみなされる特許出願と比較して新しいカテゴリーまたは異なるカテゴリーを導入するのは、十分に対応するとはみなされません。宣言は、例えば、先行審査庁がINPI出願されたとおりの特許出願を許可するときに提出できます。十分に対応するクレーム及び十分に対応していないクレームの例は、表5に記載されています。

4条 V,f	先行審査庁によって特許性があるとみなされるクレームと INPI に提出された新しいクレームとの相関関係を示す、決議の付属書 I のモデルによるクレームの対応表、または INPI に提出されたクレームが先行審査庁により特許性があるとみなされるクレームの単なる翻訳を構成することを示す宣言	対応表には、先行審査庁が特許性があるとみなしたクレームと INPI に提示されたクレームの違いを示す必要があります。INPI に提示されたクレームが JPO が特許性があると判断したクレームの単なる翻訳に対応する場合、出願人は対応表の提示を免除されますが、クレームが翻訳に対応するという簡単な声明を提出する必要があります。	
--------	---	--	--

必要な文書のコピーがポルトガル語、英語またはスペイン語以外の言語で書かれている場合、これらの言語への翻訳も提示する必要があります。一方、INPI によって発行された場合に、書類、証明書またはそのコピーを提示する必要はありません。

他の文書は、サービスに対する GRU の支払いとともに、特定のフォームを通じて提出する必要があります。例えば、遺伝資源または関連する伝統的知識への言及の宣言に関しては、アクセス許可番号（CGEN 承認）に関する情報についてはフォーム FQ011（サービスコード 264）、またはアクセス否定宣言用のフォーム FQ012（サービスコード 273）を提示する必要があります。

特許出願の出願人が法人である場合、文書で法人と代表者との関係を明確にする必要があります（法第 75 条で定義されています）。代理人を設けていない場合、フォームの“代理人”の項目には代表者が記載されている必要があります。

法人の代理人がいる場合、文書において、法人、委任状を発行する権限を持つ代表者（法律 75 条に従って）と代理人（2つの文書があります）との間の関係を明確にする必要があります。例えば、零細企業の場合、a）代表者を指定する零細企業の構成、b）会社の代理人に任命された代表者によって発行された委任状、の2つを提示する必要があります。代理人がいる場合は、“代理人”の項目への記載が必要になります。

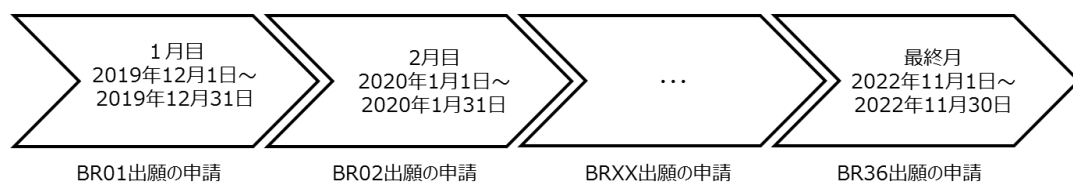
手続きが完了すると、フォームを送信するように求められます。発送とともに、優先審査の申請が提出されます。優先審査の要求は、PCT 条約の第 23.2 項に従って、30 か月前に国際出願の処理または調査するための出願人から明示的な申請とみなされます。

8. パイロットプロジェクトの制限

PPH パイロットプロジェクトにはいくつかの制限があります。

PPH の期間は 2019 年 12 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までです。出願人は毎月 1 回のみ申請できます（図 3 参照）。

図 3 -各出願人の申請数



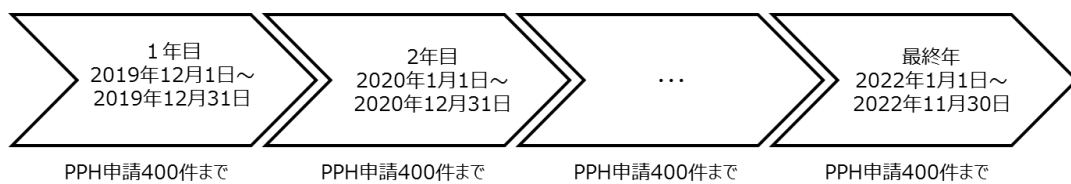
特許出願に複数の出願人がいる場合、それぞれがすでにその期間に申請しているとみなされます。つまり、複数の出願人がいる場合、両者の参加を伴う一つの特許出願となります。例えば、ある特許出願 BR01 には出願人 A と出願人 B がおり、別の特許出願 BR02 には出願人 B と出願人 C がいるとします。同じ月に BR01 と BR02 の申請がされた場合、出願人 A と出願人 C は 1 つの申請を、出願人 B は 2 つの申請を行ったものとみなされます。

月次サイクルでは、月の最初の日から最後の日までカウントされます。したがって、上の例では、出願人 B は一月の最後の日までに一つの申請と、翌月の任意の日（30 日未満の間隔でも）に別の申請を行うことができます。たとえば、出願人 B は 2019 年 12 月 31 日に一つの申請を行い、2020 年 1 月 1 日に別の申請を行うことができます。

最終日が就業日でない日の場合、月次サイクルは延長されません。例えば、2020 年 2 月 29 日は土曜日です。翌営業日（2020 年 3 月 1 日）に提出された申請は、3 月に行われたものとみなされます（2 月ではなく）。

PPH は年間サイクルで 400 件の申請に制限されています。年間 PPH サイクルは 1 年の最初の日始まり、最後の日に終了します（1 年全体が完了していなくても）。したがって、2019 年 12 月に 400 件の申請を行うことができ、2020 年 1 月 1 日以降に 400 件の申請を行うことができます。

図 4 -各年の PPH 申請件数



最終日が営業日でない場合でも年間 PPH サイクルは延長されません。例えば、特定の年の 12 月 31 日が日曜日の場合、翌営業日に提出された申請は翌年に行われたものとみなされます。

9. 出願処理状況の確認

DIRPA の特許部長が、優先審査の要件を評価する担当しています。手続きは 2019 年 6 月 18 日の RPI 第 2528 号で公開されている[規範的指示 2019 年 6 月 14 日付 DIPRA 第 01 号](#)で定義されています。

優先審査の申請に関する INPI のアクションは、“優先審査”を示すシリアル番号 28 のコードを使用して、[RPI](#) の公開を通じて通知されます。意思決定行為の法的根拠は RPI で公開されます（公式の評価意見は発行されません）。実質的な評価がある場合、法的な障害を除き、意見は“[ウェブ検索](#)”で利用可能となります。

新たな申請があると、担当者は対応するプロセスの RPI の“PPH 優先審査要求の通知”を参照して、コード 28.10.32 の発行により優先審査申請の存在を通知します。これは、PPH パイロットプロジェクトの制限を確認するために重要です。

次のステップでは、担当者は課せられた制限をチェックします。具体的には、同じ出願人から月に複数の申請があるか、年間 100 件を超える同じ IPC セクションに分類される申請があるか、年間 400 件を超える申請があるか、などです。制限に達した場合、担当部は申請書の審査を行わず、到達した制限を明確に説明する RPI のコード 28.29（優先順位手順は不明）を通知します。

その後、担当者は、申請が知られているか、特にプロセスが通常のプロセスであるか、優先審査として既に料金が支払われているかを確認します。申請が知られていない場合、担当者は、申請を知られていない理由を明確に説明する RPI のコード 28.20（優先申請は不明）を発行します。この場合、要件はありませんが、新しい優先審査の申請を行うことは可能です。

申請が知られている場合、担当者は、特許プロセスと出願が決議で指定された条件を満たすかどうかを評価します。以下の要件の確認が必要です。

I -申請者および／または代理人に適切な資格がない

II -特許プロセスは少なくとも **18** か月間経過していない。事前公開の要件もない。また、**WIPO** による国際出願の場合には公開されていない。

III -技術審査料が徴収されていない。

IV -以下の文書のいずれかが提出されていない。

- a) 特許出願が決議第 3 条第VI項の要件を満たしていることを証明するための文書の表紙のコピー
- b) 同じファミリーの特許出願が決議第 3 条第VII項に記載されているものに準拠していることを証明する文書のコピー
- c) 同じファミリーの特許出願が決議第 3 条第VIII項に記載されているものに準拠していることを証明する文書のコピー
- d) 先行審査庁の技術審査報告書で引用された最新の文書のコピー、または先行審査庁が技術審査報告書で非特許文献を引用しなかったという声明
- e) 先行審査庁によって認められたクレーム表のコピー
- f) INPI 特許出願の補正に関する法律である決議第 3 条IX項の規定を遵守するための特許出願の補正、または特許出願が同項目の規定を満たしているという宣言
- g) 決議の付属書 I のモデルによる、先行審査庁が特許性を有するとみなすクレームと INPI に提出されたクレームとの相関関係を示すクレームの対応表、または INPI に提出されたクレームが先行審査庁に特許性があるとみなされたクレームの単なる翻訳を構成するという宣言

V -項目IVのコピーが異なる言語で書かれている場合に、ポルトガル語、英語またはスペイン語への翻訳が提示されていない

VI -要件の審査中に追加の書類を提示する必要があります。

この要件は **60** 日以内に回答する必要があります。加えて、申請（優先審査の要件の履行）の目的で、サービス “正式な審査から生じる要件の履行”（サービスコート **206**）を介した要件の履行に関する声明を提示する必要があります。これが策定された唯一の要件であって、応答がない場合、申請書は不明であるか、要求は却下されます。以下の「**10.要件の充足**」の要件を満たす方法を確認してください。

特許プロセスと出願が決議 252/19 で要求されるものに適切である場合、優先審査が認められます。この場合、担当者は RPI に認められた優先審査であるコード 28.30 を記載します。

欠落された事例が確認された場合、RPI に「担当者の責任者による評価のために優先審査を転送する申請」である 28.23 が公開され、優先審査の許可を決定するために手続きは特許部長または代理に送信されます。

10. 要件の充足

申請内容が特許プロセスの正式な条件および／または決議 252/19 の規定をに沿っていない場合、“正式な優先審査の要件”のコード 28.21 が RPI で公開されます。法的根拠および／または欠落している要件が RPI で公開されます（正式な評価意見は発行されません）

申請者は RPI の発行日から 60 日以内に要件を充足する必要があります。[GRU](#) の正式な要件を参照してサービスコード 206、対象の説明は“優先審査の正式な要件”を作成する必要があります。申請者は[電子申請フォーム](#)に記入し情報を提出するか、不足している文書を提示する必要があります。誤りが確認されなかった文書を再提出する必要はありません。要件の回答を含む手順の詳細については[ユーザーマニュアル](#)を参照してください、

表 9-主な要件とその回答方法

引用 条文	条文の内容	考えられる状況	回答方法
2 条 項目 II	2 条、この決議の規定の目的のために、以下の定義が採用されます：発明特許または実用新案を付与することにより、工業所有権を保護することを目的とした、INPI レベルでの管理プロセスの閉鎖	おそらく特許プロセスは通常でなく、破棄あるいはアーカイブ（保存）されています。	INPI でプロセスを正規化する期限があります。発行された最後の手続きを確認し、できるだけ早く INPI に連絡して、手続きを正規化する方法を見つけてください。状況を正規化した後、サービスコード 206、対象（優先審査の要件の履行）を使用して明示します。
3 条 項目 I	3 条、特許プロセスは次の要件を満たしている必要があります。 I -LPI 法 30 条 1 段落目に記載されているように、少なくとも 18 か月前に出願されているか早期公開の要件がある、国際出願の場合、WIPO において公開されている。	LPI 法 31 条第一段落では、出願の公開から 60 日が経過する前に審査が開始されないことが記載されています。出願を審査できない場合、優先審査を認める意味がありません。	事前公開申請の GRU202 番号から事前公開申請を行います。状況を正規化した後、サービスコード 206 対象（優先処理の要件の履行）を使用して明示しています
3 条 項目 II	3 条 特許プロセスは次の要件を満たしている必要があります。 II -技術審査料を支払い	LPI 法 33 条より、特許出願の審査は、出願日から 36 か月以内に申請人または利害関係者によって審査されなければならぬ。審査請求がされていない場合、優先審査を許可することは意味がありません。	各ケースに応じて GRU203,204,284 を介して審査請求を行います。状況を正規化した後、サービスコード 206 対象（優先審査の要件の履行）を使用して明示します。
4 条 項目 V	4 条：申請には次の要件を満たしている必要があります。 V-次の書類を添付してください。	出願の審査に必要な書類が不足しているか、INPI がこの情報を取得できていません・	このガイドの表 8 を参照して、不足している書類及び書類の例を確認してください。

策定された要件のいずれかが期限内に満たされない場合、優先審査手続が拒否され、コード 28.40 にて RPI で公開されます。

11. 申し立て

原則として、優先審査を拒否する決定に対して上訴することができます。但し、拒否の理由が申請者に帰する場合は上訴出来ません。

- a) 特許出願が少なくとも 18 か月前に提出されていない。早期公開の申請もない、WIPO による国際出願の場合に公開されていない。
- b) 技術審査料が支払われていない
- c) 文書の欠落、無効または時期尚早の提出を含む文書の不在に基づいた決定であること

控訴の申請、これらの要件の評価およびその手続きは[ブラジル産業財産法](#)で規定されている特定の様式に従います。決定内容の通知は、RPI における特定の控訴の章を通じて行われます。

12. 効果

優先審査が許可された出願は、INPI が実施する特許審査のすべての手続きで優先されます。これは、特定の処理の実行を待機している出願のうち、優先審査の対象となっている出願が最初に処理されることを意味します。

これには INPI の審査手続きの初期から最後の管理プロセスまでが含まれます。例えば、申請の正式な審査から、控訴および無効に関連するすべてが含まれます。

一方、優先審査は、INPI によって実行される審査内容は変更しません。これは、優先審査手続が INPI または出願人が特許プロセスの[法律](#)の規定を遵守することに関しては免除されないことを意味します。特許出願の審査がブラジルの法律に従って行われ、有効なほかの手続きに従って実施されます。

申請が許可された場合、優先審査は出願の公開後 60 日で開始されます。出願人は、[RPI](#)で特許出願の技術審査をチェックする必要があります。このタスクは出願人の責任です。

もう一つ関連する点は、効果が INPI によって実行される審査に限定されることです。いずれかの訴訟が別の期間で同時に係属中の場合、または INPI によってその審査の一部として別の機関に送付された場合、効果はこれらの機関にまで拡大されません。例えば、医薬製品の審査は ANVISA の事前の同意が必要になります。この審査が INPI の優先事項であるという事実は、それが ANVISA にも適用されることを保証するものではありません。したがって、このような場合にはパートナー機関に連絡して、優先審査の可能性とその要件を確認することをお勧めします。

13. 権利の喪失

プロセスの優先状況が失われる場合があります。

一つ目は、優先手続に該当する理由の喪失によるものです。これに該当するいくつかのパターンがありますが、PPHにおける主な例は、他の審査庁によって特許性があるとみなされたものに関して、優先権の付与後にクレームの範囲を拡大して提示した場合が挙げられます。

二つ目は、技術審査の最初の審査の前の特許出願の分割または自発補正によるものです。優先審査の申請者は、特許出願の技術審査の迅速な回答がほしいと考えています。特許出願の分割及び自発補正は、プロセスの処理を遅らせる行為です。したがって、INPIが必要条件を効果的に満たす（迅速な回答の提供）ためには、ユーザーの協力が必要です。

14. 追加情報

追加の詳細と統計情報は、[INPI ウェブサイト](#)で入手可能です。必要に応じて[お問い合わせ](#)ください。